

平成 25 年 6 月 20 日

国土交通大臣 殿

地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称： 近江長期優良住宅

グループの名称： 近江長期優良住宅の会

平成24年度

採択グループ番号：

(平成25年度新規グループは、採択グループ番号は必要ありません)

(グループ代表者)

代表者名： やわらぎ住宅 株式会社 代表者印

代表者所属先： 山崎 裕基

代表者構成員番号： VI-1

代表者住所： 滋賀県近江八幡市鷹飼町北3-17-4

電話番号： 0748320080

(グループ事務局)

事務局事業者名： 株式会社 プライウッド・オウミ

事務局構成員番号： III-1

事務局担当者名： 太田 宗男 印

事務局郵便番号： 527-0001

事務局住所： 滋賀県東近江市建部下野町16

事務局電話番号： 0748201951

事務局FAX： 0748201953

事務局担当者E-mail: pwo_ohta@yahoo.co.jp

※ 平成24年度採択グループは、平成24年度に提出された適用申請書から変更点がある場合、その変更点がかかるように(文字の色を変更する、下線を引く等)記載して下さい。

■他の様式にリンクしますので、全て正確に記載してください。

1. 地域型住宅の名称(必須)	近江長期優良住宅		
2. グループの名称(必須)	近江長期優良住宅の会		
3. 地域型住宅供給対象地域(必須)	滋賀県		
4. 結成年月(必須)	平成24年11月		
5. グループ代表者名(必須)	やわらぎ住宅 株式会社		
6. グループ代表者の所属先(必須)	山崎 裕基		
7. グループ代表者の構成員番号(必須)	VI-1		
8. グループ代表者所在地(必須)	滋賀県近江八幡市鷹飼町北3-17-4		
9. グループ代表者電話番号(必須)	0748320080		
10. グループ事務局事業者名(必須)	株式会社 プライウッド・オウミ		
11. グループ事務局の構成員番号(必須)	III-1		
12. グループ事務局担当者名(必須)	太田 宗男		
13. グループ事務局郵便番号(必須)	527-0001		
14. グループ事務局所在地(必須)	滋賀県東近江市建部下野町16		
15. グループ事務局電話番号(必須)	0748201951		
16. グループ事務局FAX番号(必須)	0748201953		
17. グループ事務局担当者E-mail(必須)	pwo_ohata@yahoo.co.jp		
(構成員数) ※様式2-2の各シートからリンクする為、入力はありません。			
I. 原木供給	3	/	
II. 製材・集成材製造・合板製造	4		
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	1		
IV. プレカット	2		
V. 設計	2		
VI. 施工	26		
VII. 木材を扱わない流通			
VIII. I～VII以外の業種	15		
A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称
	森林認証材	北欧、米国、北米	PEFC森林認証制度
	杉KD材	熊本県	合法木材証明制度
	滋賀県産材	滋賀県	びわ湖材産地証明制度
	合法木材	ニュージーランド	合法木材証明制度
B. 平成25年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち長期優良住宅 78戸	78戸	本補助金事業の活用により、長期優良住宅の受注を取り組むとともに、施主に対しても長期優良住宅を標準するため供給予定戸数全戸長期優良住宅とする。
	地域型住宅による地域材使用予定	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち長期優良住宅分 780m ³	780m ³	地域型住宅には8割以上の地域材を使用する事としていることから左記の地域材使用予定量を設定。
C. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール(必須)	長期優良住宅の未経験の工務店を優先に最低1棟配分し、その上受注が確実視されてる工務店へ優先的に配分して行く。		
D. 平成24年度の執行状況 (H24年度採択グループのみ必須)	採択戸数 注4	交付申請件数	完了実績見込み
	戸	戸	竣工済 竣工予定
			戸 戸

注1)代表者の所属先及び事務局事業者名は略さず正式名で記載してください。例:株式会社○(株)×

注2)郵便番号は、ハイフンありで半角入力 例:123-4567

注3)電話番号・FAXは、ハイフンなしで半角入力 例:0123456789

注4)採択戸数は最終的な配分戸数を記入して下さい。

注1		注2			注3		
県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
VIII.					構成員数:	15	
21	VIII-1	株式会社岡島ハウス産業		503-1544	不破郡関ヶ原町山中866	0584432150	襖戸の供給
25	VIII-2	木谷瓦工業有限会社		529-0721	長浜市西浅井町大浦1602	0749891141	瓦の供給
25	VIII-3	久田畳店		527-0082	東近江市上羽田町1399	0748223091	畳の供給
25	VIII-4	山源製畳		527-0042	東近江市外町143	0748235900	畳の供給
25	VIII-5	有限会社乾産業		523-0817	近江八幡市浅小井町632-1	0748337715	瓦の供給
25	VIII-6	寺田指物店		527-0011	東近江市八日市浜野町7-3	0748255365	襖戸の供給
25	VIII-7	おがわ建具		529-1642	蒲生郡日野町上野田1046	0748520726	襖戸の供給
25	VIII-8	若林建具店		527-0047	東近江市野村町175	0748221228	襖戸の供給
25	VIII-9	株式会社川西瓦店		529-1665	蒲生郡日野町野出890-1	0748530180	瓦の供給
25	VIII-10	株式会社太田産業		523-0022	近江八幡市馬淵町377	0748370480	畳・襖戸の供給
25	VIII-11	今井瓦店		524-0101	守山市今浜町432	0775852097	瓦の供給
25	VIII-12	野村建具店		529-1404	東近江市宮荘町949	0748482244	襖戸の供給
25	VIII-13	山田ため畳店		527-0046	東近江市妙法寺町586	0748223377	畳の供給
25	VIII-14	瓦清瓦店		521-1242	東近江市福堂町3485	0748450134	瓦の供給
25	VIII-15	有限会社和田建具店		520-3253	湖南市正福寺411-5	0748721403	襖戸の供給
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						
	VIII-						

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

注2) 郵便番号は、半角文字で、ハイフン付きで入力してください。(例:000-0000)

注3) 電話番号は、半角文字でハイフンやかっこを入れずに入力してください。(例:00000000000)

※) 業種(I、II…)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※) 業種(I、II…)毎に、平成24年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。

※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIII以降に記載してください。

※) 行が不足する場合は、該当業種のワークシートをコピーし追加して下さい。

※) <様式4>適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 近江長期優良住宅	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 近江長期優良住宅の会	(結成年月) 平成24年11月
3. 平成24年度のグループ番号 (必須)	0 - 0 - 0	注1
4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み		
ア. 特徴あるブランド化の目標設定 (必須)		
【平成25年度における対応方針】 (平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)		
a.【地域型住宅『近江長期優良住宅の会』の取り組み】 遠州灘沿岸から紀伊半島にわたる一帯で予想される『東南海地震』、近隣府県に存在する活断層による『内陸直下型地震』も予想され多大な被害を受ける地域であり、地震に対する意識が高い地域でもある。 滋賀県・熊本県において木材の貯蓄量は全国平均レベルであり、滋賀県においては県土の森林率は51%(人口林率41%)、熊本県においては森林率63%(人口林率61%)である。 滋賀県における住宅着工の木造率は年々上昇傾向であり、滋賀県産材(びわ湖材)を活用することによる助成も盛んな地域でもある。 この地域特性への対応を前提とし安全で快適な家づくりを推進していく上で下記の取り組みを行う。 ○地震に強く安心な家づくり、耐震性を担保するために耐震等級3以上を確保する。 ○地盤調査を行いデータに基づいた基礎設計を全棟実施する。 ○構造部材(土台・梁桁・柱材)には地域材、合法木材を100%使用する。 ○羽柄材・合板材(間柱等)については地域材、合法木材80%使用する。		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記を踏まえた地域型住宅の特徴等(性能や地域性等)における共通ルール (任意)	耐震等級3を確保	構造計算図書
	地盤調査を実施	地盤調査書
	主要構造部材には地域材、合法木材100%使用 羽柄材・合板材には地域材、合法木材80%使用	木拾表・納入伝票(出荷証明書) 合法性証明
イ. 効率的で持続性のある住宅生産体制の整備 (a 必須)		
【平成25年度における対応方針】 (平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)		
a.【効率的な住宅生産体制に向けた取り組み】 ○耐震性能確保に重要な構造ユニット部分(設計ルール)は設計段階で使用する横架材の梁せいを統一し使用する構造部材のアイテム数の共有化を図る。 ○モジュールに見合った長さの材を使用し商品寸法の標準化や商品アイテムを標準化する。 ○消費量を事前に共有化、標準化することで加工時に発生する廃材等の省力化を図るとともに部材コストの削減を行う。		
b.【信頼向上に向けての課題】 ○長期優良住宅に関わる4つの項目(耐震、劣化対策、維持管理対策、省エネ対策)について第三者機関((財)ベアリビング)の現場審査を受ける。 ○住宅性能の担保に大きく影響する部分については工事記録書に基づき検査を行う。 ○維持管理計画書に基づき定期点検を行う。		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記の住宅生産の合理化・効率化に資する取組、安定供給の長期維持体制、グループの信頼向上に資する取組における共通ルール (任意)	木拾表・部材積算表を基に部材の共有化、標準化を図る	共有化できる使用部材の一覧表
	長期優良住宅に関わる4つの項目の現場審査 ((財)ベアリビング)	第三者機関が発行する適合証明書

注1) 平成24年度採択グループのみ記載してください。

※) それぞれの項目について、平成24年度採択グループは、平成24年度の取り組みを踏まえた課題と平成25年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整し、<様式3-1>は2枚以内として下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 近江長期優良住宅	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 近江長期優良住宅の会	(結成年月) 平成24年11月
3. 平成24年度のグループ番号(必須)	0 - 0 - 0	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備(a 必須)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

a.【長期にわたり住まい続ける取り組み①】

- 維持管理計画書に基づき、1年・3年・5年・10年以降5年ごとに30年まで、定期点検チェックリストによる定期点検を実施する。(5年以降は有償)
- 竣工時図書、工事記録書及び維持管理実施状況を住宅履歴として第三者機関((財)ベターリビング)にて保管をする。
- 住まい手のための維持管理ガイドライン・セルフメンテナンスチェックシートにて住まい手がチェックを行う。

b.【長期にわたり住まい続ける取り組み②】

- 住設機器メーカー、建材メーカー等住宅生産に関わる施工業者が住まい手に対して簡易的にメンテナンスが出来るように実演を交えながら説明会を行う。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの長期にわたる住宅維持管理体制における共通ルール(任意)	維持管理計画書を作成	維持管理計画書
住宅履歴情報の保存方法(任意)	第三者機関にて保存((財)ベターリビング)	第三者機関にて保存((財)ベターリビング)

エ. グループの技術力の向上(a 必須)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

a.【グループ構成員の技術力向上に向けての取り組み】

- 長期優良住宅の未経験の中小工務店に対して既に実績のある施工店が仕様説明会や設計勉強会を行う。
- 構成員間によりお互いの施工現場にて技術向上に向けての研修会を開催し若手大工(見習い)の育成を行う。

b.

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの技術力の向上における共通ルール(任意)	構成員間による互いの建築現場にて研修会を行う、又はベテラン職人による施工説明会を実施し若手大工の育成、技術の承継をは図る。	事務局が中心となり定期的に研修会を開催する。

注1) 平成24年度採択グループのみ記載してください。

※) それぞれの項目について、平成24年度採択グループは、平成24年度の取り組みを踏まえた課題と平成25年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 近江長期優良住宅	(地域型住宅供給対象地域) 滋賀県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 近江長期優良住宅の会	(結成年月) 平成24年11月
3. 平成24年度のグループ番号(必須)	0 - 0	注1
4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み		
オ. 地域産業の活性化(a、必須)		
【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)		
a. 『近江長期優良住宅』は次に掲げる材の選択を行った ○主要構造材として、品質・性能・強度が明確であり植林木である合法木材のニュージーランド産のLVLを選択した。 ○国産材として豊富な資源量である熊本県産材・滋賀県産材を選択した。		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材利用に関する共通ルール(必須)	主要構造材(土台・梁・桁・柱)100%グループ指定の地域材、合法木材を使用する。	木拾表・納入伝票(出荷証明書) 地域材の証明書・合法木材証明書
b. 【使用する地域材の情報開示】 ○原木供給業者や製造集成材業者のHPをグループ内である施工構成員メンバーが積極的に活用することにより、その認知度を高めていく。		
c. 【消費者参加型工場見学会の実施】 ○森林現場、伐採現場、製材現場等一般的にほとんど触れあう事が無い森の見学会を実施することにより、木材への愛着を持ってもらう。 ○見学会実施の中で伝統工芸の桧材や杉材を使用した家具類、造作類に触れ合うことにより、エンジニアリングウッドと無垢材の融合をアピールして行く。		
d.		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材情報の共有、地場産業等の積極的活用、街並みガイドライン等に関する共通ルール(任意)	・地区計画等、周辺地域の景観に配慮した住宅設計とする。	設計図書
その他(任意)		
【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)		
・原木供給業者が海外であるため本申請において、必要とされる『適用申請書記載事項確認書』の入手が不可能であったため原木供給業者の登録を行っていない。該当事業者の原木出荷が適合していることを以下にて示す。 ①以下に該当する認証制度に基づく証明書の添付 PEFC森林認証制度・森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて民間の第三機関より認証された森林から算出される木材・木材製品。 ②原木の算出国がわかる書類のひな形の添付。		

注1) 平成24年度採択グループのみ記載してください。

※) それぞれの項目について、平成24年度採択グループは、平成24年度の取り組みを踏まえた課題と平成25年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

※) グループの取組に関する補足説明は、様式3-3の「その他」の欄に記載してください。